

静岡県動物愛護管理推進計画（2021）



令和3（2021）年3月

静岡県健康福祉部

目 次

第1 静岡県動物愛護管理推進計画（2021）の策定について

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	推進計画 2014 の達成状況・・・・・・・・	1
3	施策の取組方針と数値目標の再設定・・・・・・・・	4
4	計画における各主体の役割・・・・・・・・	6
	（1）飼い主	
	（2）県民	
	（3）動物取扱業者	
	（4）動物愛護推進員	
	（5）ボランティア、関係団体等	
	（6）市町	
	（7）県及び政令市	
5	計画期間等・・・・・・・・	7
	（1）計画期間	
	（2）進捗管理等	

第2 推進計画 2021 の体系

1	計画の体系図・・・・・・・・	9
---	----------------	---

第3 課題と施策の展開

I	飼い主責任の徹底・・・・・・・・	10
II	人と動物の安全と健康の確保・・・・・・・・	18
III	地域活動の充実・・・・・・・・	28

第4 参考

1	基本指針と推進計画（施策）の関係・・・・・・・・	30
2	計画策定の体制・・・・・・・・	35
3	用語の説明（50 音順）・・・・・・・・	37

第1 静岡県動物愛護管理推進計画 (2021)の策定について

1 計画策定の趣旨

静岡県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」という。）第6条に基づき、「人と動物の共生する社会」の実現を目指して、平成20年3月に「静岡県動物愛護管理推進計画（2008）」（以下、「推進計画2008」という。）を策定しました。その後、平成24年の動物愛護管理法改正及び計画の定期見直しにより、平成26年3月に新たな推進計画である「静岡県動物愛護管理推進計画（2014）」（以下、「推進計画2014」という。）を策定しました。

推進計画2014では、推進計画2008と同様に、「人と動物の共生する社会」の実現を目指して、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の3つを取組方針として施策を展開してまいりました。現在、推進計画2014の策定から6年が経過しており、また、令和元年6月に動物愛護管理法の一部が改正されたことを受け、推進計画2014の進捗状況の確認及び本県の今後の動物愛護管理施策の取組の検討を行い、新たな推進計画となる「静岡県動物愛護管理推進計画（2021）」（以下、「推進計画2021」という。）を策定しました。

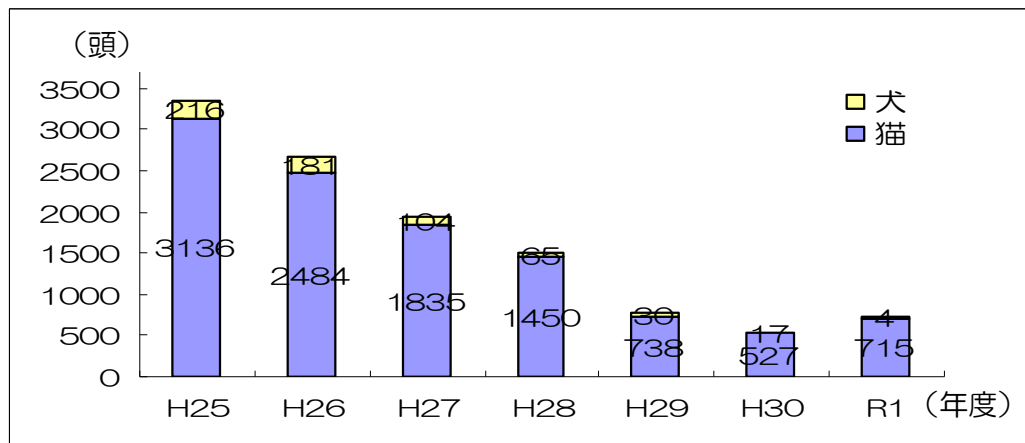
2 推進計画2014の達成状況

推進計画2014では、推進計画2008に引き続き、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」を3つの取組方針として施策を展開するとともに、それぞれの取組に数値目標を設け、進捗状況を管理しました。「飼い主責任の徹底」の目標として「殺処分頭数10年後に半減」（平成24年度4,906頭から2,500頭以下へ）、「人と動物の安全と健康の確保」の目標として「苦情の件数10年後に3分の2に減少」（平成24年度2,611件から1,800件以下へ）、「地域活動の充実」の目標として、「ボランティアグループの数10年後に犬猫それぞれに対応できるグループ100以上を維持、動物愛護推進員の人数を50人以上かつ各市町1人以上」（ボランティアグループの数平成24年度犬258グループ、猫99グループから犬猫それぞれ100グループ以上へ、動物愛護推進員の人数平成24年度32人から50人以上へ）としました。

「取組方針Ⅰ 飼い主責任の徹底」の数値目標「殺処分頭数10年後に半減」は、計画開始から3年後の平成27年度には目標を達成しました。以降3年間は、殺処分頭数は減少傾向を保ち、平成29年度には初めて1,000頭を下回り、令和元年度まで1,000頭未満を維持しています。

参考）犬猫の殺処分頭数の推移

指標\年度 (H24)		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬・猫の 殺処分頭数 (4,906頭)		3,352頭	2,665頭	1,939頭	1,515頭	768頭	544頭	719頭
内 訳	犬頭数 (638頭)	216頭	181頭	104頭	65頭	30頭	17頭	4頭
	猫頭数 (4,268頭)	3,136頭	2,484頭	1,835頭	1,450頭	738頭	527頭	715頭

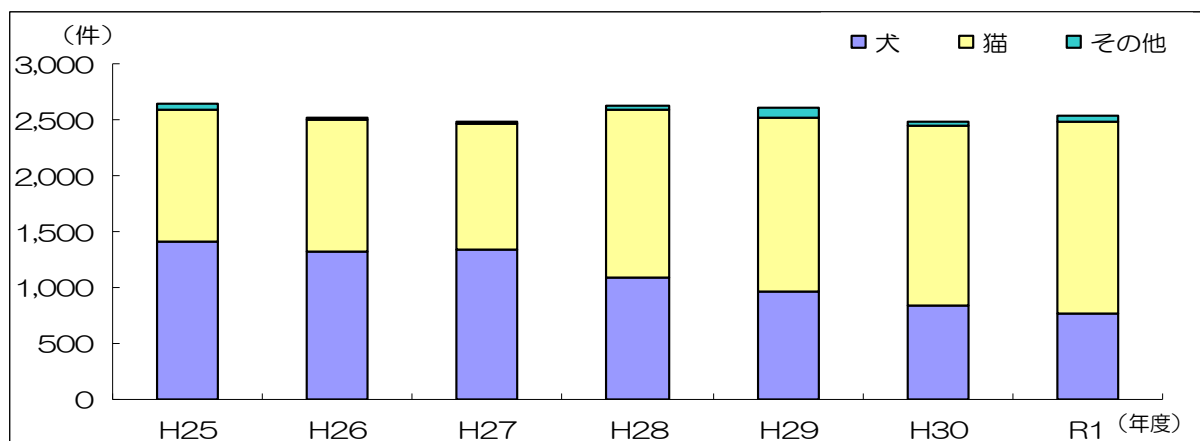


犬猫の殺処分頭数の推移

「取組方針Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保」の数値目標「苦情の件数 10 年後に3分の2に減少」は、計画開始から令和元年度まで、年間苦情件数は、2,500 件前後であり、横ばいに推移しています。苦情の内訳をみると、犬に関する苦情は、平成 24 年度の 1,602 件から令和元年度には 762 件と減少しました。一方、猫に関する苦情は、平成 24 年度の 996 件から令和元年度には 1,716 件と増加しました。

参考) 動物に関する苦情件数の推移

指標\年度 (H24)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
苦情件数 (2,611 件)	2,636 件	2,511 件	2,481 件	2,621 件	2,603 件	2,485 件	2,534 件
犬 (1,602 件)	1,406 件	1,329 件	1,341 件	1,081 件	958 件	835 件	762 件
猫 (996 件)	1,192 件	1,164 件	1,122 件	1,505 件	1,568 件	1,611 件	1,716 件
その他の動物 (43 件)	38 件	18 件	18 件	35 件	77 件	39 件	56 件



苦情件数の推移

「取組方針Ⅲ 地域活動の充実」の数値目標「ボランティアグループの数 10 年後に犬猫それぞれに対応できるグループ 100 以上を維持、動物愛護推進員の人数を 50 人以上かつ各市町 1 人以上」は、ボランティアグループ数については、計画開始年度に目標値である犬猫それぞれ 100 グループ以上を達成し、以降目標値を維持しています。動物愛護推進員の人数は、計画開始年度に大きく増加して以降、ほとんど人数に変化がなく、令和元年度は 46 人（25 市町）へ委嘱しています。

参考）ボランティアグループ数及び動物愛護推進員人数推移

（G：グループ）

指標\年度 (H24)		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ボランティア グループの数 280G		322G	348G	355G	377G	396G	410G	235G
	犬	258G	299G	322G	328G	313G	331G	203G
	猫	99G	111G	117G	123G	130G	136G	217G
動物愛護 推進員の人数 32 人 (在籍市町数)		45 人 (23 市町)	47 人 (24 市町)	46 人 (24 市町)	45 人 (25 市町)	44 人 (25 市町)	46 人 (25 市町)	46 人 (25 市町)

3 施策の取組方針と数値目標の再設定

推進計画 2021 では、これまでの計画に引き続き「人と動物の共生する社会」を目指す姿とします。「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の3つの取組方針のもと、8つの施策を展開します。

「人と動物の共生する社会」の実現を示す数値目標として「犬猫の殺処分頭数0頭」を設定します。なお、8つの施策について、現状把握及び進捗管理のため、18のモニタリング指標を設定します。

目指す姿	数値目標	現状
人と動物の共生する社会	犬猫の殺処分頭数 0頭	令和元年度 719頭 (犬4頭、猫715頭)

取組方針、施策及びモニタリング指標の対応表

取組方針	推進計画 2021 における施策	モニタリング指標
Ⅰ の徹底 飼い主責任	施策1 動物愛護、適正飼養の普及啓発	① 犬猫引取り頭数 ② 犬猫返還頭数 ③ 普及啓発事業開催回数 ④ 動物取扱業指導実績 ⑤ 苦情、相談件数
	施策2 譲渡の推進	⑥ 犬猫譲渡率 ⑦ 譲渡事業実績
	施策3 超高齢社会への対応	⑧ 高齢飼い主に係る飼養相談件数
Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保	施策1 動物愛護、適正飼養の普及啓発	③ 普及啓発事業開催回数 ④ 動物取扱業指導実績 ⑤ 苦情、相談件数
	施策4 飼い主のいない猫への対応	① 犬猫引取り頭数 ⑨ 不妊去勢助成実績
	施策5 動物由来感染症の予防方法等の普及	⑩ 狂犬病予防注射実施率 ⑪ 動物由来感染症関連普及啓発事業実績
	施策6 災害対策の推進	⑫ 避難所のペット受入体制整備状況 ⑬ 災害時動物愛護ボランティアリーダー人数 ⑭ ペット同行避難訓練実績 ⑮ 特定動物飼養施設立入調査実績
	施策7 実験動物、産業動物への対応	⑯ 実験動物取扱施設立入調査実績
Ⅲ の充実 地域活動	施策8 ボランティアの活動支援	⑰ ボランティアグループ数 ⑱ 動物愛護推進員人数

推進計画 2021 における施策

＜施策1＞動物愛護、適正飼養の普及啓発

- 動物愛護、適正飼養の普及啓発の推進
- 動物取扱業者への指導（飼い主への説明責任の徹底、取扱動物の適正飼養）
- 飼い主への適正飼養指導

＜施策2＞譲渡の推進

- 譲渡の推進
- （一社）静岡県動物保護協会の譲渡事業支援

＜施策3＞超高齢社会への対応

- 高齢飼い主への対応
- 関連部局等との連携

＜施策4＞飼い主のいない猫への対応

- 地域猫活動の推進支援

＜施策5＞動物由来感染症の予防方法等の普及

- 狂犬病予防注射実施率の向上
- 動物由来感染症の実態把握（調査研究の実施）
- 県民への予防方法等に関する情報提供の充実

＜施策6＞災害対策の推進

- 被災動物受入体制等の整備
- 静岡県被災動物救護計画における関係団体との調整
- 特定動物の飼養施設に対する逸走防止措置の確認調査
- 防災訓練等の実施

＜施策7＞実験動物、産業動物への対応

- 実験動物の適正な取扱いの推進
- 産業動物の適正な取扱いの推進

＜施策8＞ボランティアの活動支援

- ボランティア発掘・育成事業
- 情報提供の充実

4 計画における各主体の役割

推進計画 2021 における各主体の役割は次のとおりです。動物愛護の推進においては各主体がそれぞれの役割を果たすことに加え、互いに連携・協力し合うことが必要です。

(1) 飼い主

飼い主は、法令を遵守し、動物の種類・習性に応じて、自身の動物を適正に終生飼養する責任を果たさなければなりません。さらに、必要に応じ、飼養する犬、猫の繁殖制限を行うことや、自身が飼えなくなった動物の新たな飼い主を探すことも、飼い主の役割です。

また、災害時に備えた平時の準備（餌等の備蓄、動物のしつけ、預け先の確保等）は、動物を守るためだけでなく、飼い主が動物とともに安全な避難行動を行う上でも重要です。飼い主は地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域に受け入れられるよう、主体的に行動することが必要です。

(2) 県民

「人と動物の共生する社会」の実現において、県民一人一人の動物愛護管理施策に関する理解と協力が必要です。しかし、動物に対して抱く意識や感情は人それぞれ違いがあります。県民はお互いの立場や意見を配慮、尊重し、人と動物の関係について相互理解を深めていく必要があります。

(3) 動物取扱業者

動物取扱業者は、飼い主に動物を提供するという役割のほか、飼い主が動物を適正に飼育し続けられるよう、関係法令や飼養する動物の種類・習性に応じた取扱方法等について、十分に説明しなければなりません。

また、令和元年の動物愛護管理法改正において、動物取扱業の更なる適正化が求められ、動物取扱業者に対する規制の強化が図られており、動物取扱業者は、法令遵守及び動物の適正飼養を一層推進していく必要があります。

(4) 動物愛護推進員

動物愛護推進員は、地域における動物愛護管理に係る活動の中心的役割を果たすことが期待されています。具体的には、飼い主のいない猫対策の実施、動物愛護管理に関する普及啓発、犬猫の譲渡への取組、動物の災害対策に関する施策への協力等が求められます。

(5) ボランティア、関係団体等

動物愛護推進員をはじめとするボランティアや関係団体は、地域における動物愛護管理に係る活動の主体的な実施がその役割となります。動物愛護管理に関する施策への協力や独自事業の実施により、「人と動物の共生する社会」の実現への貢献が期待されます。

(6) 市町

動物愛護管理に関する課題の多くは、各地域に密着したものであり、課題解決には地域の実情に応じた対応が必要となります。

市町においては、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促すとともに、地域における動物愛護管理に関する課題について、県や動物愛護推進員と協働し、その解決に向けて取り組むことが求められます。

また、ペット同行避難体制整備の推進等、ペットの災害対策において、飼い主（県民）の安全確保の面からも主体的に取り組む必要があります。

(7) 県及び政令市

県及び政令市は、動物の保護・引取り・収容・返還・譲渡、苦情相談対応、動物取扱業の登録・届出・監視指導、特定動物の飼養保管許可・監視指導、動物愛護管理に関する普及啓発、動物由来感染症対策、動物の災害対策等の動物愛護管理業務を実施しています。

県及び政令市は、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて動物愛護管理に関する普及啓発を図ることが動物愛護管理法において求められており、各市町やボランティア、関連団体等と連携・協働した取組が必要です。

また、静岡県動物愛護管理推進計画の着実な進行のために、各活動主体の連携・協働を支援する等のコーディネーター的役割や災害対応に利用できる動物愛護活動拠点の整備を行う役割も担います。

5 計画期間等

(1) 計画期間

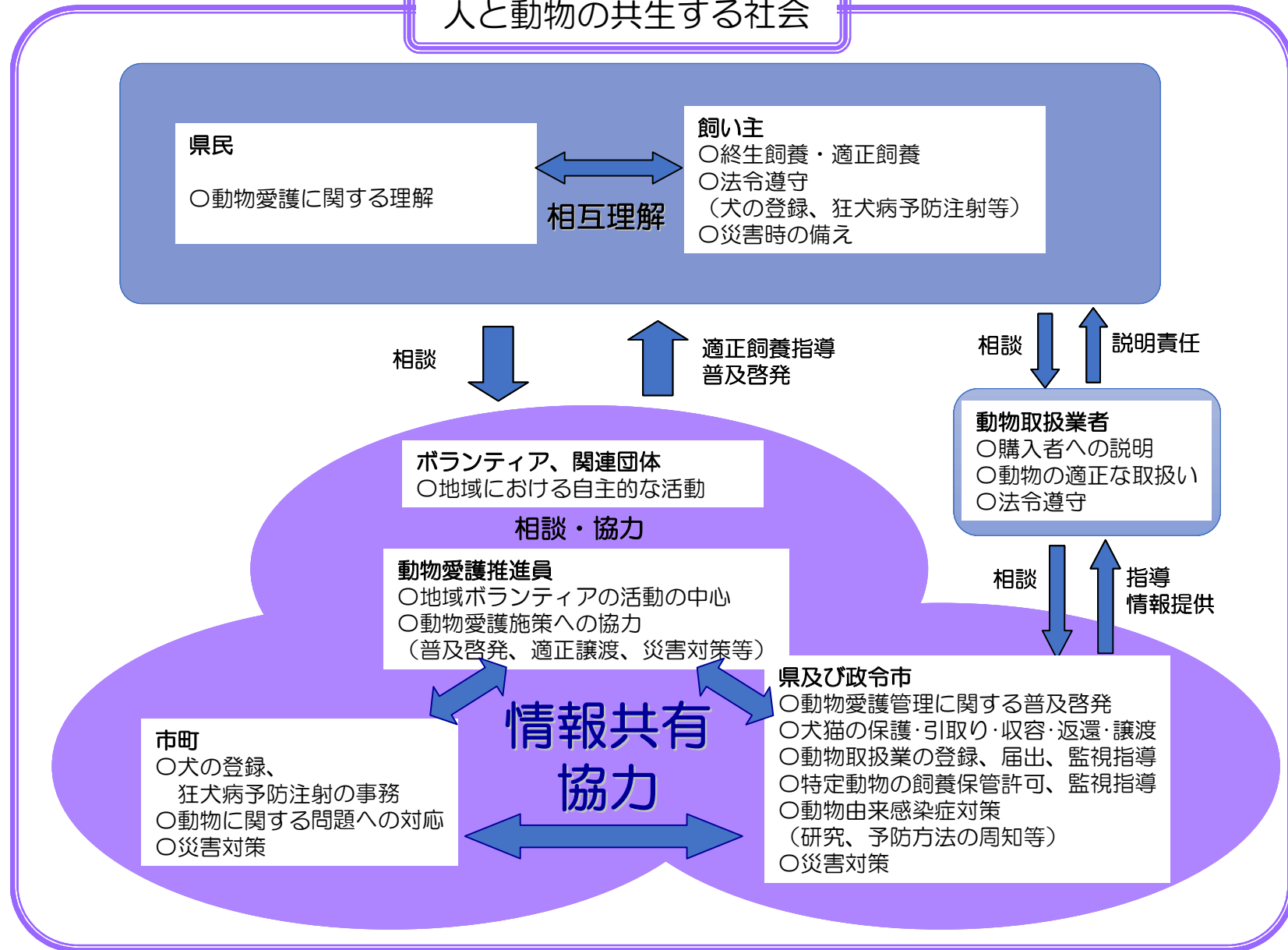
国の基本指針との体系的な整合性を確保するため、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、5年目に当たる令和7（2025）年度を目途として、国の基本指針の改正等に合わせて見直しを行うこととします。

(2) 進捗管理等

年度の終了毎に各施策のモニタリング指標に基づき、動物愛護管理行政の現状分析を行い、次年度の重点取組事項を決定します。現状分析結果及び次年度重点取組事項は、会議等を通して、保健所、市町、関係部局等に周知します。

また、動物愛護管理行政の現状、推進計画の進捗状況等について、外部有識者からなる静岡県動物愛護管理推進委員会において報告及び意見聴取を行い、各施策の内容に反映させます。

人と動物の共生する社会



第2 推進計画 2021 の体系

1 計画の体系図

6



第3 課題と施策の展開

I 飼い主責任の徹底

「取組方針Ⅰ 飼い主責任の徹底」においては、以下の施策に取り組みます。

施策1 動物愛護、適正飼養の普及啓発

施策2 譲渡の推進

施策3 超高齢社会への対応

また、モニタリング指標を以下のとおり設定します。

施策及びモニタリング指標

施策	モニタリング指標	令和元年度実績
施策1 動物愛護、 適正飼養の 普及啓発	①犬猫引取り頭数	犬 22 頭、猫 1,388 頭
	②犬猫返還頭数	犬 372 頭、猫 2 頭
	③普及啓発事業 開催回数	動物愛護教室 38 回 ふれあい訪問活動 44 回
	④動物取扱業指導実績	立入施設数 833 件
	⑤苦情、相談件数	相談件数 5,898 件 苦情件数 2,534 件
施策2 譲渡の推進	⑥犬猫譲渡率	犬 97.4%、猫 48.3%
	⑦譲渡事業実績	子犬子猫をゆずる会実績 (子犬 10 頭、子猫 32 頭) ポッチとニャンチの愛の伝言板実績 (犬 92 頭、猫 361 頭、その他 3 頭) 「新しい飼い主探し」の Web サイト 実績 (犬 3 件、猫 0 件)
施策3 超高齢社会への 対応	⑧高齢飼い主に係る 飼養相談件数	

施策1 動物愛護、適正飼養の普及啓発

〔現状と課題〕

○ 動物愛護、適正飼養の普及啓発の推進

- ・ 動物愛護教室、飼い方教室等を通して、動物愛護、適正飼養の普及啓発を行っています。
- ・ 小中学生等を対象とした普及啓発事業である動物愛護教室は、継続的に実施していますが、県民に対しての普及啓発事業である飼い方教室は開催回数が減少しています。開催回数の確保とともに、普及啓発の新たな手法（ホームページでの呼びかけ、しつけ動画の配信など）についても検討していく必要があります。
- ・ また、現在、動物管理指導センターにおける普及啓発事業は、子猫のふれあい広場と夏休み親子動物教室のみであり、今後このような来所型の普及啓発事業にも注力する必要があります。

参考) 動物愛護教室、飼い方教室 受講人数及び開催回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
動物愛護 教室	4,371 人 61 回	3,102 人 45 回	3,566 人 56 回	3,527 人 48 回	2,658 人 38 回	2,464 人 34 回	2,605 人 38 回
飼い方 教室	679 人 20 回	972 人 25 回	600 人 18 回	743 人 10 回	20 人 2 回	40 人 1 回	29 人 1 回

参考) 動物管理指導センターにおける普及啓発事業 参加人数及び開催回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
子猫の ふれあい 広場	-	-	125 人 6 回	124 人 6 回	126 人 6 回	86 人 6 回	123 人 6 回
夏休み 親子動物 教室	31 人 1 回	23 人 1 回	28 人 1 回	34 人 1 回	30 人 1 回	31 人 1 回	26 人 2 回

子猫のふれあい広場は平成 27 年度から実施

○ 動物取扱業者への指導（飼い主への説明責任の徹底、取扱動物の適正飼養）

- 令和元年の動物愛護管理法改正に伴い、動物取扱業者に係る規制（動物取扱責任者要件の追加、施設や従業員数に係る規定、マイクロチップに係る義務等）が強化され、動物を取り扱うプロとしての動物取扱業者の責務は、更に大きなものとなっています。
- これまでに引き続き、動物取扱業者に対して、飼い主への説明責任の徹底を指導するとともに、動物取扱業者自身が飼い主の模範となるよう、法令遵守や適正飼養についての指導を行う必要があります。

○ 飼い主への適正飼養指導

- 飼い主への終生飼養指導等により、引取り頭数は減少していますが、保健所等には、未だ飼い主の都合（懐かない、しつけができない、動物が病気で世話が大変等）を理由とした引取り相談が多く寄せられています。動物を飼養することの責任の重さについて、今後も継続した普及啓発が求められます。
- 犬と比較して引取り頭数の多い猫は、譲渡に至らない個体が殺処分となっています。引取られる猫の多くが飼い主のいない猫です。飼い主のいない猫が増える要因の一つに、不妊去勢措置を行っていない飼い猫の屋外飼養があり、飼い主への適正飼養指導が重要です。また、無責任なエサやり行為も飼い主のいない猫を増やす要因であり、動物愛護に関する正しい知識を広く県民に普及することが必要です。
- 令和元年の動物愛護管理法改正により、飼い主の責任（適正飼養）の重要性は、より一層高まっています。

- ・ マイクロチップを装着した犬猫の飼い主は、その登録情報に変更があった場合、登録情報の変更を行うことが義務とされました（令和4年6月1日施行）。マイクロチップの他、狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票や迷子札の装着等の所有者明示は、動物の逸走時に、飼い主の元に返還されるために重要であり、その必要性、有効性について引き続き指導していく必要があります。
- ・ 飼い主は、自身の犬猫がみだりに繁殖して、適正な飼養を行うことが困難となるようなおそれがあると認められる場合、繁殖防止措置を講じることが義務付けられました。
- ・ また、動物の虐待に係る罰則規定も強化されており、飼い主に対して、適正飼養を指導していくことが必要です。

参考）引取り犬猫の内訳（飼い主有無）

（単位：頭数）

犬	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
引取り頭数	197	146	79	57	36	16	22
飼い主有	187	140	61	57	36	15	19
飼い主無	10	6	18	0	0	1	3
猫	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
引取り頭数	3,575	3,155	2,435	2,040	1,398	1,305	1,388
飼い主有	542	222	259	255	208	123	152
飼い主無	3,033	2,933	2,176	1,785	1,190	1,182	1,236

〔具体的な施策〕

○ 動物愛護、適正飼養の普及啓発の推進

- ・ 県全体における動物愛護思想の醸成を目指して、幼少期からの動物愛護教育に引き続き取り組みます（小中学校、特別支援学校等における動物愛護教室）。動物の生態や習性等に関する教育を通じて、生命に対する優しい心を育てることに加えて、動物を飼うことの責任の重さを伝えていきます。
- ・ 犬猫以外の哺乳類や鳥類、爬虫類、危険な動物（特定動物）等に関する正しい知識について広く県民に伝えていくために、研修会や広報等の機会を捉え、周知を行います。
- ・ 従来の訪問型の動物愛護事業に加え、動物管理指導センターを活用した来所型の普及啓発事業の更なる充実や県ホームページ、SNS 等の新たなツールの活用について検討します。
- ・ 社会福祉施設等への訪問活動を通じて、犬猫等の伴侶動物が人にとって重要な役割を担っていることを広く普及する取組を行います（ふれあい訪問活動）。

○ 動物取扱業者への指導（飼い主への説明責任の徹底、取扱動物の適正飼養）

- ・ 動物販売業者に対して、立入調査（1 回以上/2 年）や動物取扱責任者研修等の機会に、顧客に対する説明責任の徹底について指導します。具体的には、動物の生態・習性、適

切な給餌・給水方法、成熟時の大きさや寿命等を十分に説明するとともに、飼い主には終生飼養の責務があることを伝えるよう指導します。

- ・ 令和元年の動物愛護管理法改正に伴い、動物取扱業者に対する規制（動物取扱責任者要件の追加、施設や従業員数に係る規定、マイクロチップに係る義務等）が強化されたことから、立入調査（1回以上/2年）や動物取扱責任者研修等の機会を利用して、法令遵守及び動物の適正飼養について指導します。

○ 飼い主への適正飼養指導

- ・ 飼い主に対して、終生飼養が飼い主の責務であることを指導するとともに、必要に応じて、不妊去勢措置等、動物の適正な管理について指導します。
- ・ 終生飼養の原則に反すると認められる所有者からの引取りについては、個別の事情を考慮した上で厳正に対応します。
- ・ 令和元年の動物愛護管理法改正において、犬猫がみだりに繁殖して、適正な飼養が困難となるようなおそれがあると認められる場合、飼い主は繁殖防止措置を講じるよう義務付けられたことから、不妊去勢措置等の適正飼養は、飼い主の重要な責務であることを指導します。
- ・ 飼い方教室等を通じて、動物の適正飼養について飼い主への普及啓発を行います。飼い主への普及啓発において、県ホームページの充実やしつけ動画配信等、新たなツールの活用を検討します。
- ・ 特に注意の必要な犬や大型犬については、飼い主への戸別訪問指導を実施して、飼養管理の失宜による咬傷事故等の発生を未然に防止するよう努めます。
- ・ また、動物に関する苦情の多くが猫に起因するものであることを踏まえ、猫の屋内飼育を推奨します。
- ・ 狂犬病予防注射会場や動物愛護管理事業、県ホームページ等により、動物が放浪しないような管理方法について周知するとともに、鑑札・注射済票の装着徹底、迷子札の装着、マイクロチップの装着等の所有者明示の推進を行います。
- ・ マイクロチップを装着した犬猫の飼い主は、その登録情報に変更があった場合、登録情報の変更を行うことが義務とされました（令和4年6月1日施行。マイクロチップの装着については、飼い主は努力義務、販売業者等は義務となりました。）。マイクロチップが有効に活用されるために、飼い主に対してマイクロチップの適切な取扱い等について普及啓発を行います。
- ・ 飼い犬、飼い猫がいなくなった際の連絡先及び県ホームページを活用した情報公開サイト（「迷い犬情報」）について、広報等の活用により広く周知を行い、保護動物の返還率向上を目指します。

🐾 マイクロチップについて 🐾



- 🐾 マイクロチップとは、動物の個体識別等を目的とする、2mm×12mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、それぞれ固有の番号が記録されています。
- 🐾 犬や猫が迷子になってしまった場合、専用のリーダーで読み取った番号を登録機関に照会することにより、飼い主を特定でき、無事におうちに帰れます。

🐾 装着したらそれでOK！ではありません！！

- ！ マイクロチップ自体には番号しか記録されていません！
装着後は、飼い主情報を登録機関に登録する必要があります。
- ！ 住所や電話番号の変更、知人への譲渡などにより、飼い主情報に変更があった場合も登録情報の自動更新はされないため、変更手続きが必要となります！

飼い主情報の登録、変更を確実に実施して、マイクロチップを有効に活用しましょう

🐾 動物の虐待について ～人も動物も命ある大切な存在です～ 🐾

動物の虐待とは、『動物を不必要に苦しめる行為』を指し、積極的（意図的）虐待とネグレクトの2つに分けられます。

積極的（意図的）虐待

やってはいけない行為を行う、行わせる

例) 殴る、蹴る、熱湯をかける
動物を闘わせる
恐怖を与える
酷使する



ネグレクト

やらなければならない行為をやらない

例) 世話や健康管理をしないで放置する
狭い場所で多数の動物を飼養して
衰弱させる



愛護動物を虐待することや遺棄することは犯罪です。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者



5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者



1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者

愛護動物とは・・・

- ① 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる
 - ② ①以外で人間に飼われている哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物
- ※実験動物や産業動物も含まれます



施策2 譲渡の推進

〔現状と課題〕

○ 譲渡頭数の更なる増加（特に猫）

- ・ 飼い主への終生飼養指導により、飼い主からの引取り頭数は減少しています。やむを得ない事情により引き取った犬猫は、可能な限り譲渡を行います。猫は譲渡頭数が引取り頭数に追いつかず、殺処分されています。譲渡頭数を増やすためには、ボランティアへの譲渡に頼りすぎることなく、県民への譲渡を推進していく必要があります。

参考）譲渡頭数及び譲渡率

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬	319 頭 59.6%	305 頭 62.8%	231 頭 69.0%	226 頭 77.7%	187 頭 86.2%	166 頭 90.7%	151 頭 97.4%
猫	439 頭 12.3%	671 頭 21.3%	600 頭 24.6%	588 頭 28.8%	657 頭 47.0%	775 頭 59.4%	671 頭 48.3%

譲渡率（％）＝譲渡頭数／（保護頭数＋引取り頭数－返還頭数）×100

〔具体的な施策〕

○ 譲渡の推進

- ・ 子犬・子猫をゆずる会を継続するとともに、状況に応じ開催方法等を検討することにより、引き取った犬猫の県民への譲渡を推進します。
- ・ 引き取った犬猫に可能な限り生存の機会を与えるために、動物の管理施設の整備や譲渡適性付与への取組を検討します。
- ・ 譲渡された動物の適正飼養促進を狙いとして、譲渡動物への不妊去勢措置の実施について検討します。

○ （一社）静岡県動物保護協会の譲渡事業支援

- ・ 「ポッチとニャンチの愛の伝言板」について、適正な運用が行われるように、今後も掲示板の活用方法等について市町に助言を行っていきます。
- ・ （一社）静岡県動物保護協会ホームページ上に設置されている、「新しい飼い主探し」のWebサイトについて、市民及び譲渡活動を行う団体等へ当該ホームページの周知を進め、サイトの利用推進を図ります。

施策3 超高齢社会への対応

〔現状と課題〕

○ 高齢飼い主への対応

- ・ 社会の高齢化に伴い、飼い主が高齢であることに起因する飼養相談（引取り依頼等）が今後増加する可能性があります。
- ・ また、飼い主の経済的、身体的要因により、不適正飼養が引き起こされる可能性もあります。（例：不妊去勢措置未実施等による多頭飼育）

参考）飼い主が高齢であることや飼い主が死亡したことを理由とする引取り相談

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
身体的要因 （高齢、病気、怪我）	21 件	60 件	61 件	43 件	36 件	43 件	45 件
飼い主死亡	9 件	11 件	8 件	10 件	8 件	8 件	8 件

○ 関連部局等との連携

- ・ 飼い主の高齢化に伴う不適正飼養（不妊去勢措置未実施による多頭飼育、飼い主の施設入居や死去等により動物が取り残される等）の発生は、動物愛護管理部局のみでは早期発見が難しく、事態が深刻化してから発覚するケースが多いため、問題の解決が困難となっています。
- ・ また、動物の存在自体が高齢飼い主の支えとなっていることも多く、動物の飼養を止めさせることが、必ずしも最適な手法ではないため、動物愛護管理担当部局のみでは、適切な対応が困難な事例があります。
- ・ 今後、社会の高齢化の進行に伴い、これらの課題への対応が更に求められることとなります。

〔具体的な施策〕

○ 高齢飼い主への対応

- ・ 高齢者を対象とした飼い方講座等を開催して、後継飼養者を見つけておくなど、飼い主自身の継続飼養が困難となった場合の対策を講じておくことを、周知していく必要があります。
- ・ 動物愛護ボランティア等と協働して、高齢飼い主に対する飼育サポート体制の構築や新しい飼い主探しへの支援について検討します。

○ 関連部局等との連携

- ・ 不適正飼養（不妊去勢措置未実施）による多頭飼育崩壊や飼い主の施設入居、死去等により、動物が取り残されることを未然に防ぐため、福祉サービス事業所及び老人クラブ、民生委員・児童委員等の福祉関係者並びに関係部局と連携して、事態の早期発見や早期相談につながる体制の構築に取り組みます。

- ・ 具体的には、民生委員・児童委員やヘルパー等を対象とした研修会、福祉関連団体での研修会等において、高齢飼い主に係る現状や必要な対応等についての周知や関連団体との関係構築等に取り組みます。



アニマルホーダー（過剰多頭飼育者）について （高齢者以外にも、福祉の助けを必要とする飼い主がいます）



精神的な要因から、自分の飼育可能な限度を大きく超えた数の動物を飼育して、動物を手放せなくなってしまった人をアニマルホーダー（過剰多頭飼育者）といいます。

飼養動物の数が多く、最低限の給餌、衛生面の配慮、飼育スペース確保、医療ケア等ができません（ネグレクト）。しかし、本人にはその自覚がなく、更に悪臭等、周囲への影響に対しても認識ができません。

最優先事項に動物の収集・保護（本人は善意の救助活動と考えている）があることから、動物を手放すことに強い不安を感じて、飼い主捜しなどを勧める行政や動物愛護団体を敵対視することも少なくありません。

解決には、精神保健の立場からの「心のケア」を含めた長期的な取組が必要であり、福祉部局等と連携した対応が求められています。

Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保

「取組方針Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保」においては、以下の施策に取り組みます。

- 施策1 動物愛護、適正飼養の普及啓発
- 施策4 飼い主のいない猫への対応
- 施策5 動物由来感染症の予防方法等の普及
- 施策6 災害対策の推進
- 施策7 実験動物、産業動物への対応

また、モニタリング指標を以下のとおり設定します。

施策及びモニタリング指標

施策	モニタリング指標	令和元年度実績
施策1 動物愛護、 適正飼養の 普及啓発	③普及啓発事業開催回数	動物愛護教室 38 回 ふれあい訪問活動 44 回
	④動物取扱業指導実績	立入施設数 833 施設
	⑤苦情、相談件数	相談件数 5,898 件 苦情件数 2,534 件
施策4 飼い主のいない 猫への対応	①犬猫引取り頭数	犬 22 頭、猫 1,388 頭
	⑨不妊去勢助成実績	助成件数 5,150 件
施策5 動物由来感染症 の予防方法等の 普及	⑩狂犬病予防注射実施率 ⑪動物由来感染症関連普及啓発 事業実績	79.0% 動物愛護教室 38 回 防災訓練 11 市町 子犬子猫をゆする会飼育講習会 9 回
施策6 災害対策の推進	⑫避難所のペット受入体制 整備状況	686/1,695 避難所 (令和2年6月1日現在)
	⑬災害時動物愛護 ボランティアリーダー人数	73 人/17 市町
	⑭ペット同行避難訓練実績	11 市町
	⑮特定動物飼養施設立入調査 実績	59/82 施設
施策7 実験動物、 産業動物への 対応	⑯実験動物取扱施設立入調査 実績	41 施設

施策1 動物愛護、適正飼養の普及啓発

〔現状と課題〕

○ 動物に起因する苦情等への対応

- ・ 動物に関する苦情の多くが、動物の適正飼養についての知識、理解不足に起因することから、県民への普及啓発をさらに推進する必要があります。特に、多くの苦情の要因となっている、猫について、飼い主への適正飼養の普及啓発が今後一層必要となります。
- ・ 猫に関する苦情は、庭に糞尿をされて困っている（汚物等）、庭に来る猫を捕まえてほしい（保護依頼）といった、屋外で活動する猫によるものが大半を占めています。
- ・ 「人と動物の共生する社会」の実現には、動物を飼っている人だけでなく、子供から高齢者、動物を飼っていない人など、広範囲の方に対して動物愛護に関する普及啓発を行い、理解を広めていくことが大切です。
- ・ 犬による咬傷事故は、依然年間100件程度の発生があり、引き続き犬の飼い主への指導が必要です。
- ・ 外来動物や野生動物由来の動物等に対する虐待を疑う事例が、報道等により報じられています。他にも、飼い続けることができなくなった外来動物等が、飼い主により自然もしくは公共の公園等に遺棄された結果、当該動物が自然環境において繁殖し定着する事例は、既に身近にみることができます。

参考）動物に関する苦情件数の推移（再掲）

指標\年度 (H24)		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
苦情件数 (2,611件)		2,636件	2,511件	2,481件	2,621件	2,603件	2,485件	2,534件
犬 (1,602件)		1,406件	1,329件	1,341件	1,081件	958件	835件	762件
猫	総件数 (966件)	1,192件	1,164件	1,122件	1,505件	1,568件	1,611件	1,716件
	うち、汚物等 (515件)	515件	516件	515件	658件	621件	705件	850件
	うち、保護依頼 (274件)	320件	274件	280件	370件	417件	426件	478件
その他の動物 (43件)		38件	18件	18件	35件	77件	39件	56件

○ 動物取扱業者への指導（飼い主への説明責任の徹底、取扱動物の適正飼養）

- ・ 動物取扱業者（販売業者）は飼い主に対して、動物の適正な飼養に関する情報提供、説明を行う責任があります。また、動物取扱業者自身が動物に関する苦情の要因とならないように、法令遵守、適正飼養について指導していく必要があります。

〔具体的な施策〕

○ 動物愛護、適正飼養の普及啓発の推進

- ・ 県全体における動物愛護思想の醸成を目指して、幼少期からの動物愛護教育に引き続き取り組みます（小中学校、特別支援学校等における動物愛護教室）。動物の生態や習性に関する教育を通じて、生命に対する優しい心を育てることに加えて、動物を飼うことの責任の重さを伝えていきます。
- ・ 犬猫以外の哺乳類や鳥類、爬虫類、危険な動物（特定動物）等に関する正しい知識について広く県民に伝えていくために、研修会や広報等の機会を捉え、周知を行います。
- ・ 従来の訪問型の動物愛護事業に加え、動物管理指導センターを活用した来所型の普及啓発事業の充実や県ホームページ、SNS 等の新たなツールの活用について検討します。

○ 動物取扱業者への指導（飼い主への説明責任の徹底、取扱動物の適正飼養）

- ・ 動物販売業者に対して、立入調査（1 回以上/2 年）や動物取扱責任者研修等の機会に、顧客に対する説明責任の徹底について指導します。具体的には、動物の生態・習性、適切な給餌・給水方法、成熟時の大きさや寿命等を十分に説明するとともに、飼い主には終生飼養の責務があることを伝えるよう指導します。
- ・ 令和元年の動物愛護管理法改正に伴い、動物取扱業者に対する規制（動物取扱責任者要件の追加、施設や従業員数に係る規定、マイクロチップに係る義務等）が強化されたことから、立入調査（1 回以上/2 年）や動物取扱責任者研修等の機会を利用して、法令遵守及び動物の適正飼養について指導します。

○ 飼い主への適正飼養指導

- ・ 動物が苦情の原因とならないよう、動物の適正飼養について指導を行います。動物に関する苦情の多くが屋外で活動する猫に起因するものであることを踏まえ、猫の屋内飼育を推奨します。
- ・ 令和元年の動物愛護管理法改正において、犬猫がみだりに繁殖して、適正な飼養が困難となるようなおそれがあると認められる場合、飼い主は繁殖防止措置を講じるよう義務付けられたことから、不妊去勢措置等の適正飼養は、飼い主の重要な責務であることを指導します。
- ・ 飼い方教室等を通じて、動物の適正飼養について飼い主への普及啓発を行います。飼い主への普及啓発において、県ホームページの充実やしつけ動画配信等、新たなツールの活用を検討します。
- ・ 特に注意の必要な犬や大型犬については、飼い主への戸別訪問指導を実施して、飼養管理の失宜による咬傷事故等の発生を未然に防止するよう努めます。

施策4 飼い主のいない猫への対応

〔現状と課題〕

○ 飼い主のいない猫にかかる問題（苦情、引取り、殺処分）

- ・ 飼い主のいない猫は、苦情の要因となるほか、引取り・殺処分頭数についても大半を占

めており、対応について引き続き注力する必要があります。

- ・ 令和元年の動物愛護管理法改正において、飼い主の判明しない猫についても、飼い猫と同様に、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合には、引取りを拒否できることが明記されました。これにより、飼い主のいない猫に係る対策は今後ますます重要となります。

参考）引取り犬猫の内訳（飼い主有無）（再掲）

（単位：頭）

犬	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
引取り頭数	197	146	79	57	36	16	22
飼い主有	187	140	61	57	36	15	19
飼い主無	10	6	18	0	0	1	3
猫	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
引取り頭数	3,575	3,155	2,435	2,040	1,398	1,305	1,388
飼い主有	542	222	259	255	208	123	152
飼い主無	3,033	2,933	2,176	1,785	1,190	1,182	1,236

〔具体的な施策〕

○ 地域猫活動の推進支援

- ・ 飼い主のいない猫に対する不妊去勢助成制度は、令和元年度に県内のすべての市町において制定されました。今後は、制度がより有効に活用されるよう、地域の実情に応じた運用について助言を行っていきます。
- ・ また、他自治体の事例等を参考に、地域猫の不妊去勢手術の実施における動物管理指導センターの活用についても、今後検討を開始します。
- ・ 市町の動物愛護管理業務担当者向け会議において、地域住民、ボランティア及び行政が協働して、飼い主のいない猫の適切な管理が定着した成功事例等、様々な取組について市町に情報提供し、各地域の実情に合った取組が推進されるよう支援していきます。
- ・ （一社）静岡県動物保護協会の繁殖制限普及活動である「猫の適正管理推進モデル事業」による、市町を通じたボランティア等への助成を継続して実施していきます。
- ・ 「飼い主のいないねこの管理マニュアル」（平成21年3月策定）について、策定後10年が経過していることから、飼い主のいない猫に係る現状等を踏まえ、改訂を行います。

参考）市町の実施する助成制度における飼い主のいない猫の不妊去勢助成実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
制定市町数	22 市町	23 市町	26 市町	26 市町	27 市町	29 市町	35 市町
助成件数	3,907 件	4,373 件	4,820 件	5,227 件	4,323 件	4,790 件	5,150 件

🐾 地域猫活動とは 🐾

地域住民の理解を得た上で、住民やボランティアグループなどが、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施してそれ以上数を増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りでその地域において適切に管理していく活動のことです。

地域に住み着き、その地域の人たちの理解とルールの下で適切に管理されている猫のことを「地域猫」と呼んでいます。

具体的には・・・

- 🐾 飼い主のいない猫の不妊去勢手術を進め、繁殖を制限する（TNR）
Trap（捕獲）、Neuter（不妊去勢措置）、Return（元の場所に返す）
- 🐾 地域で協力して、猫の管理をする
 - ・ 餌やり
 - ・ 糞尿の処理



つまり、地域猫活動って
飼い主のいない猫の不妊去勢をすればいいって
ことなのかな？

不妊去勢は地域猫活動のほんの一部だよ。

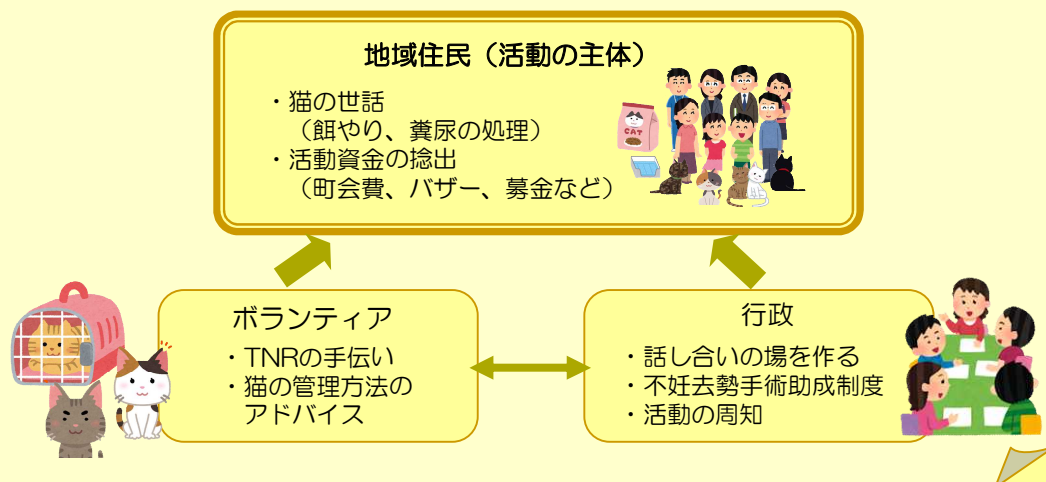
**地域猫活動は、その猫たちが命を全うするまで
地域の人みんなで協力して猫の適切な管理を続けていくこと。**

そのためには、地域猫活動を行う地域の人に
活動について理解してもらうことがとても大切なんだ。



地域猫活動のポイント = 地域住民、ボランティア、行政 の協力

地域猫活動は、**地域住民の主体的な活動が基本**です。
その活動に際して、ボランティアや行政は知識及び技術的なサポートや活動環境の整備等を行うことで、住民の活動を支援します。



施策5 動物由来感染症の予防方法等の普及

〔現状と課題〕

○ 狂犬病予防注射実施率の向上

- ・ 動物由来感染症の1つである狂犬病は、東南アジアを中心に、世界でいまだに多くの発生があり、日本国内への侵入に備え、予防注射の徹底が重要です。本県の狂犬病予防注射実施率は、近年8割前後で推移しています。
- ・ 狂犬病予防法により、犬の飼い主には、犬の登録、死亡の届出、所在地等の変更の届出が義務付けられています。狂犬病予防注射実施率は、各市町の犬の登録頭数を元に算出されるため、正確な注射実施率の把握には、これらの手続きが適切に実施されることが必要です。

参考）狂犬病予防注射実施率（年度別）

指標\年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
狂犬病予防 注射実施率	80.1%	78.8%	80.0%	79.8%	78.8%	78.4%	79.0%

狂犬病予防注射実施率（％）＝狂犬病予防注射実施頭数/犬の登録頭数×100

○ 動物由来感染症の実態把握（調査研究の実施）

- ・ 動物が家族の一員として扱われるようになったことにより、動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発の重要性は、より一層高まっています。
- ・ また、災害時のペット同行避難の円滑な実施においても、動物由来感染症対策は重要です。
- ・ 人と動物が安全で健康に過ごすには、動物由来感染症や動物との適切なふれあい方に関する正しい知識が必要です。県内、国内等の動物由来感染症の実態把握や、それぞれの感染症の予防方法等について、飼い主をはじめとする県民に広く周知する必要があります。

○ 県民への予防方法等に関する情報提供

- ・ 調査研究に基づく、動物由来感染症に関する知識、予防方法等を県民に広く周知していく必要があります。

〔具体的な施策〕

○ 狂犬病予防注射実施率の向上

- ・ 保健所、市町等関係者の協働による登録・注射についての戸別訪問指導等により、予防注射実施率の向上を目指します。なお、飼い主により一度登録された犬が、死亡もしくは所在地の変更（転居等による）の届出がなされていない場合、予防注射実施率の正確な把握が困難となることから、登録台帳の整理及び管理について、市町に対応を依頼します。

○ 動物由来感染症の実態把握（調査研究の実施）

- ・ 動物管理指導センターにおいて、県内の動物を対象とした動物由来感染症に係る調査・研究を実施します。
- ・ また、動物由来感染症に関する有益な情報を県民に提供できるよう、政令市や県環境衛生科学研究所と協働して、動物由来感染症の調査・研究を行います。

○ 県民への予防方法等に関する情報提供の充実

- ・ 動物に関する調査・研究結果に基づいた予防対策等を県民に広く周知するため、あらゆる機会（静岡県公衆衛生研究会、日本獣医公衆衛生学会、全国動物管理関係事業所協議会研修会等）を利用して、積極的に研究発表を行います。
- ・ 動物愛護教室、飼い方教室等において、獣医師会等と協力して、動物由来感染症予防や動物の健康保持を図るための情報を広く県民に提供します。

施策6 災害対策の推進

〔現状と課題〕

○ 被災動物受入体制等の整備

- ・ 災害対策では、人の安全確保を第一とした上で、ペット同行避難を推奨しています。
- ・ 各市町担当課や自主防災組織等の取組により、ペット同行避難が可能な避難所数や災害時動物愛護ボランティアリーダーの人数は増えていますが、その進捗状況には地域差がみられます。
- ・ また、これまで主な災害として「地震」を想定し対策を進めてまいりましたが、近年増加する台風や豪雨による風水害に対する対策も進めていく必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行により、感染した飼い主の飼育するペットの取扱い方法等、正しい情報が迅速に提供されることの必要性が示されたところです。

○ 静岡県被災動物救護計画に基づく対応

- ・ （一社）静岡県動物保護協会と（公社）静岡県獣医師会が平成 18 年に策定した静岡県被災動物救護計画は、令和元年に改正が行われました。救護計画において、県は、救護本部の構成員となっており、関係団体との連携体制等、被災動物救護体制の構築を進める役割を担っています。

参考）被災動物受入体制整備等進捗状況

年度		H28	H29	H30	R1
ペットの受入方針決定避難所*		316 箇所	396 箇所	656 箇所	686 箇所 /1,695 箇所†
ボランティアリーダー 登録状況	登録人数	58 人	73 人	58 人	84 人
	在籍市町数	15 市町	15 市町	15 市町	17 市町

* 指定避難所のうち、ペットスペースが決定している避難所。

† 令和 2 年 6 月 1 日時点の指定避難所総数

○ 特定動物に対する対応

- ・ 県等は、県内において飼養、保管される特定動物（ライオン、クマ、ワニや一部大型のヘビ等）の、飼い主等による逸走防止措置の実施状況等を確認するため、毎年 1 回特定動物飼養施設の監視及び指導を実施しています。

○ 防災訓練等の実施

- ・ 防災訓練において、ペット同行避難訓練を取り入れる市町が増えています。
- ・ 市町ごとに、ペット同行避難の受入体制の整備状況等、被災動物対策の進捗状況が異なることから、地域の実情に合わせた防災訓練を実施していくことが必要です。

〔具体的な施策〕

○ 被災動物受入体制等の整備

- ・ 「災害時における愛玩動物対策行動指針」に基づき、飼い主の安全を第一に考えた上で、ペット同行避難の体制整備を引き続き推進します。
- ・ 県内全市町におけるペット同行避難受入れを目指し、関連部局と連携して、市町担当者や自主防災組織に対して、引き続きペット同行避難の必要性、重要性について説明を行い、ペット同行避難体制整備を要請します。
- ・ そのほか、広報や研修会等の機会を活用して、ペットへの対応が災害対策の 1 つであることを、県民に対して更に浸透させていくよう努めます。
- ・ 災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成支援を継続して行います。リーダーがいない市町に対して、積極的に人材の発掘を依頼するとともに、現リーダーの資質向上のための研修等のあり方についても、検討します。
- ・ 近年増加する風水害への対策について、平時の準備が特に重要であることを、市町等に対して呼びかけます。
- ・ 感染症流行等の緊急時における、適切かつ迅速な情報提供体制の構築に努めます。

○ 静岡県被災動物救護計画における関係団体との調整

- ・ 静岡県被災動物救護計画の関係団体との連携構築を継続して行います。
- ・ また、被災動物救護センターの設置場所である県動物管理指導センター、静岡市動物指導センター及び浜松市動物愛護教育センターにおいて、救護センター設置・運営に係るマニュアル等の整備を進めていきます。

○ 特定動物の飼養施設に対する逸走防止措置の確認調査

- ・ 特定動物の飼養施設に対して、年 1 回の立入調査を実施し、特定動物の個体数及びマイクロチップの装着状況、逸走防止措置などを確認します。

○ 防災訓練等の実施

- ・ 動物保護指導班は、市町等からの依頼に応じて、ペット同行避難訓練における技術的支援を行います。

- ・（一社）静岡県動物保護協会は、ペットの災害対策研修会を開催して、飼い主等への普及啓発に努めます。



人とペットの災害対策

～どんなときでも、人と動物が共生できる社会を目指して～

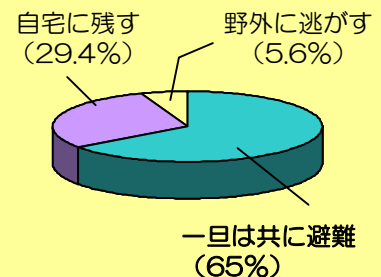


県では、災害時における動物への対策としてペット同行避難を推奨しています。

- 🐾 ペット同行避難：災害発生時に、飼い主が、飼養しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。
避難所において飼い主とペットが生活空間をともにする「同居避難」までを意味するものではありません。



- 🐾 令和元年度に実施した県政インターネットモニターアンケートにおいて、大規模地震におけるペットとの避難について、65%の方が「一旦はペットとともに避難所に避難する」と回答しており、ペット同行避難は県民に認知されつつあります。



- 🐾 一方で、「ペットは自宅に残す」と考える方も30%程度おり、このうちの6割以上が犬や猫が苦手な方でした。

Q. ペット同行避難は誰のため？

ペット同行避難は、ペットの命を守ることに加えて
ペットの**飼い主や地域の人の命を守ることも**大きな目的のひとつになります。

Q. 『ペット同行避難が人の命を守る』ってどういうこと？

- A. 避難所へ大切なペットを連れて行けないことを理由に、
倒壊・浸水等の危険がある自宅に留まってしまう飼い主さんがいます。



自宅に残したペットが心配で、危険な自宅に戻ってしまう飼い主さんがいます。

野外に逃がしてしまったペットが、近くの人に危害を加えてしまうかもしれません。



このような事態は、

飼い主さんが一旦はペットと一緒に避難すること（ペット同行避難）

で防ぐことができます。

県の取り組み

- 🐾 ペット同行避難が的確に実施されることを目的として
「災害時における愛玩動物対策行動指針」を策定しています！
- 🐾 人とペットが安心して避難所生活を送れる体制づくりのために
「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を作成しています！
- 🐾 避難所でのペットの飼育管理のサポート役を担う
「災害時動物愛護ボランティアリーダー」の育成事業を行っています！



施策7 実験動物、産業動物への対応

〔現状と課題〕

○ 実験動物、産業動物等に対する対応

- ・ 実験動物、産業動物等に対する動物愛護・福祉思想（アニマルウェルフェア）は、日々高まりを見せており、それらの動向を注視しつつ、適切に対応していく必要があります。

〔具体的な施策〕

○ 実験動物の適正な取扱いの推進

- ・ 毎年1回立入調査を実施し、実験動物の飼養・保管、「3Rの原則」（Replacement 代替法の活用、Reduction 使用数の削減、Refinement 苦痛の軽減）の遵守、実験動物の適切な処分方法の実施について指導します。
- ・ また、犬については狂犬病予防法の遵守を、特定動物の取扱いがあれば動物愛護管理法等の遵守を指導します。

○ 産業動物の適正な取扱いの推進

- ・ 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の内容を踏まえ、産業動物の適正な取扱いについて周知します。
- ・ また、家畜保健衛生所職員による家畜飼養施設への立入調査時等においては、家畜伝染病予防法に基づく「家畜飼養衛生管理基準」の内容を踏まえ、産業動物の適正な取扱いについての周知、指導等を行います。

Ⅲ 地域活動の充実

「取組方針Ⅲ 地域活動の充実」においては、以下の施策に取り組みます。

施策8 ボランティアの活動支援

また、モニタリング指標を以下のとおり設定します。

施策及びモニタリング指標

施策	モニタリング指標	令和元年度実績
施策8 ボランティアの活動支援	⑰ボランティアグループ数	235 グループ
	⑱動物愛護推進員人数	46 名/25 市町

施策8 ボランティアの活動支援

〔現状と課題〕

○ 動物愛護推進員の不足

- ・ 地域活動の一層の充実には、活動の中心となる人材が必要であり、その役割を担う存在として、県では動物愛護推進員の委嘱を行っています。動物愛護推進員は、その期待される役割から、各市町に少なくとも1名以上在籍していることが望ましいですが、現在25市町に留まっております。
- ・ また、円滑な活動実施には更なる動物愛護推進員の増員も求められます。

○ 新たなボランティアの発掘

- ・ ボランティアの発掘やボランティア同士の情報交換等によるボランティアの資質向上を目的として、県保健所においてボランティア意見交換会を開催しています。
- ・ 地域のボランティア活動を継続、発展させていくためには、新たなボランティアの発掘は継続的に行っていくべき事業です。特に若年層のボランティアの増加は、活動の活性化に大きく寄与すると考えられます。

参考) ボランティアグループ数及び動物愛護推進員人数推移 (再掲)

(G: グループ)

指標\年度 (H24)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ボランティア グループの数	322G	348G	355G	377G	396G	410G	235G
280G							
犬	258G	299G	322G	328G	313G	331G	203G
猫	99G	111G	117G	123G	130G	136G	217G
動物愛護 推進員の人数	45 人	47 人	46 人	45 人	44 人	46 人	46 人
32 人	(23 市町)	(24 市町)	(24 市町)	(25 市町)	(25 市町)	(25 市町)	(25 市町)
(在籍市町数)							

〔具体的な施策〕

○ ボランティア発掘・育成事業

- ・ 動物愛護ボランティアの活動を広く県民に周知して、活動に参加いただける様々な得意分野を持った人材の発掘を行うことにより、ボランティアグループ数の更なる増加を目指します。活動の周知方法として、これまで実施してきたボランティア意見交換会や動物愛護フェスティバルの機会での実施に加えて、（一社）静岡県動物保護協会ホームページの充実、大学生や専門学校生を対象とした説明会の実施等を検討していきます。
- ・ また、ボランティア意見交換会や研修会等を通じて、ボランティアの資質向上の支援を行うことにより、地域活動の中心となる動物愛護推進員の育成に取り組みます。

○ 情報提供の充実

- ・ ボランティアの活動内容を広く県民に周知して、活動への理解を深め、活動がしやすい環境づくりに努めます。
- ・ 県ホームページ、SNS 等のツールを活用した情報提供や研修会の開催について検討します。

第4 参考

1 基本指針と推進計画（施策）の関係

基本指針：動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の略称。

基本指針は、動物愛護管理法第5条の規定に基づき、国が定めるものであり、各都道府県は、基本指針に即して動物愛護管理推進計画を策定しなければならない。

基本指針	基本指針（現状と課題）	基本指針（講ずべき施策）	静岡県動物愛護管理推進計画（具体的施策）
1 普及啓発・ 多様な主体 との相互理 解の醸成	・終生飼養の責務、動物の虐待等の防止及び動物の適正な取り扱いに関する正しい知識や理解について、動物の愛護及び管理の普及啓発事業により、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではない。 ・国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と相互理解の醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。 ・こうした現状を踏まえつつ、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。	・動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。 ・社会規範としての動物愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。	<施策1>動物愛護、適正飼養の普及啓発 ○動物愛護・適正飼養の普及啓発 ○飼い主への適正飼養指導 ○動物取扱業者への指導 <施策3>超高齢社会への対応 ○高齢飼い主への対応 ○関連部局等との連携 <施策8>ボランティアの活動支援 ○ボランティア発掘・育成事業 ○情報提供の充実

基本指針	基本指針（現状と課題）	基本指針（講ずべき施策）	静岡県動物愛護管理推進計画（具体的施策）
2 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保並びに返還・譲渡の促進	・依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。 ・平成30年度には平成16年度比で引取り数、殺処分率の減少等を達成したが、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生、譲渡先の団体における過密飼育等の問題が生じている。	・みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の徹底、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、マイクロチップの装着等による所有者明示措置の推進、遺棄の防止等により、犬、猫の引取り数の更なる減少を図ること。 ・返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。 ・飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により、引取り数を減少させることで殺処分に至る動物の数を減らしていくこと。 ・動物愛護管理センターの、災害時や関係者への支援の地域拠点としての役割も考慮しつつ、引き続き、返還又は譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。	<施策1>動物愛護、適正飼養の普及啓発 ○飼い主への適正飼養指導 <施策2>譲渡の推進 ○譲渡の推進 ○（一社）静岡県動物保護協会の譲渡事業支援 <施策3>超高齢社会への対応 ○高齢飼い主への対応 ○関連部局等との連携 <施策4>飼い主のいない猫への対応 ○地域猫活動の推進支援
3 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止	・動物の不適切な飼養等又は給餌給水により、動物による危害及び周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生している。 ・所有者不明の犬又は猫について、新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合が規定されたが、危害及び迷惑問題防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り等、地域の実情に合わせた対策や対応が必要である。 ・許可を受けて飼養されていた特定動物による	・地域猫活動の在り方に検討を加え、適切な情報発信を行うこと。 ・多頭飼育等不適正飼養への対応は、関係自治体の福祉部局等との連携を強化し、周辺の生活環境の保全を図る措置の在り方について検討すること。 ・特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。	<施策1>動物愛護、適正飼養の普及啓発 ○動物愛護・適正飼養の普及啓発 ○飼い主への適正飼養指導 ○動物取扱業者への指導 <施策3>超高齢社会への対応 ○高齢飼い主への対応 ○関連部局等との連携 <施策4>飼い主のいない猫への対応 ○地域猫活動の推進支援

基本指針	基本指針（現状と課題）	基本指針（講ずべき施策）	静岡県動物愛護管理推進計画（具体的施策）
	人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守が求められている。		
4 所有明示 （個体識別） 措置の推進	・販売される犬、猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録が義務化された。 ・所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進する必要がある。	・販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。 ・マイクロチップ装着義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、所有明示措置の必要性の啓発を推進すること。特に、マイクロチップの普及を推進すること。	<施策1>動物愛護、適正飼養の普及啓発 ○動物愛護・適正飼養の普及啓発 ○飼い主への適正飼養指導 ○動物取扱業者への指導
5 動物取扱業 の適正化	・飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態がある。	・登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用を図ること。 ・動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質向上を図るよう、その主体的な取組を推進すること。	<施策1>動物愛護、適正飼養の普及啓発 ○動物取扱業者への指導
6 実験動物の 適正な取扱い の推進	・科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」を踏まえた適切な措置を講じること等が必要である。	・「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や、遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。	<施策7>実験動物、産業動物への対応 ○実験動物の適正な取扱いの推進

基本指針	基本指針（現状と課題）	基本指針（講ずべき施策）	静岡県動物愛護管理推進計画（具体的施策）
7 産業動物の 適正な取扱い の推進	・国際獣疫事務局（OIE）において、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されていること等を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準を見直す必要がある。	・関係省庁と連携して、法及び産業動物の飼養保管基準の内容についての周知の推進や遵守の徹底について、効果的な方法を検討し実施していくこと。	<施策7>実験動物、産業動物への対応 ○産業動物の適正な取扱いの推進
8 災害時対策	・災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難の考え方がある程度普及したが、円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要である。 ・避難所、応急仮設住宅での動物の受入れ等が依然として課題となっており、関係機関等の連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。	・地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて避難所や応急仮設住宅等での対応が適切に行われるよう必要な体制整備を推進すること。 ・ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等必要な体制の整備を推進すること。 ・被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について、事前の体制整備を推進すること。	<施策6>災害対策の推進 ○被災動物受入体制等の整備 ○静岡県被災動物救護計画における関係団体との調整 ○特定動物の飼養施設に対する逸走防止措置の確認調査 ○防災訓練等の実施
9 人材育成	・民間の有識者等に対して協力を求めることが出来るような体制の整備はまだ十分とは言えない状況にある。 ・行政の担当職員や動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。	・動物愛護推進員等の委嘱の推進、官民の連携事業推進により、適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材の育成を図ること。	<施策8>ボランティアの活動支援 ○ボランティア発掘・育成事業 ○情報提供の充実

基本指針	基本指針（現状と課題）	基本指針（講ずべき施策）	静岡県動物愛護管理推進計画（具体的施策）
10 調査研究の推進	・動物の愛護及び管理に関する調査研究は、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。 ・動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。	・関係機関が協力して、国内外における科学的知見等について情報収集を行うこと。	<施策5>動物由来感染症の予防方法等の普及 ○狂犬病予防注射実施率の向上 ○動物由来感染症の実態把握（調査研究の実施） ○県民への予防方法等に関する情報提供の充実

2 計画策定の体制

推進計画 2014 の点検・見直しに当たり、外部有識者等からなる動物愛護管理推進委員会、関係部局等により構成された静岡県動物愛護管理推進計画策定・推進本部会、ワーキング部会を経て次期推進計画（案）を作成しました。次期推進計画（案）に対して、パブリックコメントを通じて寄せられました県民の方々の意見等を踏まえ、この度の推進計画 2021 の策定・公表となりました。

(1) 静岡県動物愛護管理推進委員会 構成員

	氏名	所属名・役職名
1	三浦 健太 (委員長)	NPO 法人ワンワンパーティークラブ代表
2	山田 有仁	(公社) 静岡県獣医師会長
3	岡山 英光	(一社) 静岡県動物保護協会会長
4	平井 潤子	NPO 法人アナイス代表
5	小澤 眞巳	東京農工大学 特任講師
6	黒木 章夫	(一社) 全国ペット協会 理事
7	鈴木 美晴	NPO 法人捨て猫をなくす会代表
8	永田 千秋	テイルズ・アニマルコネクション代表
9	平光 宣子	プエルタ・アビエルタ代表
10	片井 信之	特定動物関係有識者 (元・富士サファリパーク動物研究所長)

(2) 静岡県動物愛護管理推進計画策定・推進本部会 構成員

	部局名等	補職名
1	健康福祉部生活衛生局	局長 (本部長)
2	危機管理部危機政策課	課長
3	くらし・環境部環境局自然保護課	課長
4	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課	課長
5	健康福祉部福祉長寿局長寿政策課	課長
6	健康福祉部医療局疾病対策課	課長
7	健康福祉部生活衛生局衛生課	課長
8	経済産業部農業局畜産振興課	課長
9	教育委員会義務教育課	課長
10	静岡市動物指導センター (静岡市)	所長
11	浜松市動物愛護教育センター (浜松市)	所長

(3) 静岡県動物愛護管理推進計画策定・推進ワーキング部会 構成員

	部局名等	補職名
1	健康福祉部生活衛生局衛生課	技監（チーフ）
2	危機管理部危機政策課	
3	くらし・環境部環境局自然保護課	
4	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課	
5	健康福祉部福祉長寿局長寿政策課	
6	健康福祉部医療局疾病対策課	
7	経済産業部農業局畜産振興課	
8	教育委員会義務教育課	
9	静岡市動物指導センター（静岡市）	
10	浜松市動物愛護教育センター（浜松市）	
11	県動物管理指導センター	動物保護指導班長
12	健康福祉部生活衛生局衛生課	動物愛護班長

あ 行

○アニマルウェルフェア（Animal welfare）

動物福祉を意味する用語。人間が、自身の利益のために動物を利用する過程において与える痛みやストレスの回避、除去に極力配慮するという考え方。

家畜動物の動物福祉では、1922年にイギリスの畜産動物ウェルフェア専門委員会が提案した以下の「5つの自由」が国際的に認知されている。

- 1) 飢え、渇きからの自由
- 2) 不快からの自由
- 3) 苦痛、損傷、疾病からの自由
- 4) 正常な行動発現の自由
- 5) 恐怖および苦悩からの自由

○一般社団法人静岡県動物保護協会（保護協会）

動物の保護及び管理並びに動物愛護意識の高揚に関連する必要な知識の普及に関する事業を行い、もって公衆衛生の向上及び人と動物の共存する豊かな環境づくりに寄与することを目的とした事業を実施する団体。

県内市町、獣医師会等を会員に持つ。

か 行

○飼い方教室

動物の飼い主を対象として、ボランティア（獣医師など）などを講師に適正飼養に係る普及啓発を実施する事業。

○飼い主のいないねこの管理マニュアル

殺処分や動物に関する苦情への対応において大きな課題である飼い主のいない猫について、市町、地域住民及びボランティアが協働して対策を行うことを目的として、平成21年に県が策定したマニュアル。

○外来動物

人間活動によって、他の地域（主に海外）から入ってきた、もともとその地域に生息していなかった動物のこと。

継続飼養が困難となった等の理由により、飼い主が遺棄した結果として、環境に定着し、固有の生態系、農林水産業等へ被害を与えることが問題となっている。

○家畜飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法に基づき定められた、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準。

○基本指針（動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針）

動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向や動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項等を定めたもの。動物の愛護及び管理に関する法律第5条により、国が定めることが規定されている。

また、各都道府県は、基本計画に即して動物愛護管理推進計画を策定しなければならない。

○狂犬病予防法

国内における狂犬病の発生予防等の措置を講ずることにより、犬から人への狂犬病の感染を防ぐことを目的とした法律。

この法律に基づき、犬の飼い主は、市町への登録と年1回の飼い犬への狂犬病予防注射の実施が義務付けられ、また、法に基づいて、県等は鑑札、注射済票が装着されていない犬の抑留を行っている。

さ 行

○3Rの原則

イギリスにおいて提唱された動物実験の基準についての理念であり、Replacement（代替法の活用）、Reduction（使用動物数の削減）、Refinement（苦痛軽減）の頭文字（3つのR）に由来する用語。

○災害時動物愛護ボランティアリーダー

災害時、避難所でのペット同行避難（「は行」において解説）が円滑に行われるように、避難所等でのボランティアコーディネーターとして、ペットスペース運営のサポートや飼育管理指導、救援活動に関わる人と活動との調整等、多岐に渡り中心的な役割を担うボランティア。

○災害時における愛玩動物対策行動指針

被災県等の経験や教訓を踏まえ、飼い主及び動物救護活動従事者の安全確保を第一とした上で、飼い主とペット同行避難が的確に実施されることを目的として策定された指針。

平常時及び発災時における飼い主、市町、ボランティア等の各主体の役割等が記載されている。

○産業動物

畜産など産業利用のために飼養されている哺乳類及び鳥類に属する動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏等）。

○産業動物の飼養及び保管に関する基準

動物の取扱いについて環境省が定める基準の1つ。

動物の生理、生態、習性等に配慮した飼養環境の確保や、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するための責任ある保管といった産業動物の飼養者等の努めが定められている。

○静岡県被災動物救護計画

保護協会及び（公社）静岡県獣医師会が策定した、自然災害の発生を想定した平常時からの準備体制や被災時における動物の救護活動等への初動対応の迅速な実施に関する事項を記載した計画。

○終生飼養

飼い主の責任として、飼養する動物がその命を終えるまで適切に飼い続けること。

○所有者明示

動物の身元を識別できるようにする（所有者が誰であるか）ための方法。狂犬病予防法に規定された鑑札・注射済票の他に、迷子札、マイクロチップ（「ま行」において解説）の装着等の方法がある。

た 行

○第一種動物取扱業

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を業として営むこと。

これらの業を営もうとする場合は、県もしくは政令市（事業所が静岡市・浜松市にある場合）において登録を受けなければならない。

業 種	業の内容	該当する業者の一例
販 売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	ペットショップ、ブリーダー
保 管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル、ペット美容、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的として動物を貸し出す業	ペットレンタル業
訓 練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	訓練・調教業
展 示	動物を見せる業	動物園、水族館、乗馬施設
競りあっせん	競り場を提供して、動物の売買をあっせんする業	ペットオークション業者
譲受飼養	飼い主から動物を譲り受けてその飼養を行う業	老犬・老猫ホーム

○第二種動物取扱業

飼養施設を設置して、動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示等を、国が規定する状況において、業として行うこと。

これらの業を行おうとする場合は、県もしくは政令市（飼養施設が静岡市・浜松市にある場合）に届け出なければならない。

業 種	業の内容の一例
譲渡し	動物愛護団体による新しい飼い主探し活動
保 管	動物愛護団体による動物の保護活動
貸出し	補助犬ユーザーへの貸出し
訓 練	補助犬の育成訓練
展 示	入園料のない公園における動物展示

○動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）

動物の遺棄や虐待を防ぎ、命を大切にするとともに、動物の健康と安全を保持するための適正な管理をすることにより、動物による人への危害や周辺への迷惑を防止して、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする法律。

○動物愛護教室・動物ふれあい訪問活動

・動物愛護教室

小学生等を対象として、学校等に出向き、身近な自然に親しむとともに生命を大切にする心を育てる自然愛護の心や適切に動物を取り扱う責任感の育成をはぐくむことを目的とした普及啓発事業。

・ふれあい訪問活動

児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設を訪問して、動物と入居者等との交流を行うことにより、対象者の情緒的な安定や、レクリエーション、QOL（「生活の質」を意味する Quality Of Life の略）の向上等を主な目的とした活動。

○動物愛護推進員

動物愛護管理法に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者の中から、都道府県知事又は政令市の市長が委嘱した者。

○動物愛護フェスティバル

保護協会が、動物愛護管理法に規定される動物愛護週間（9月20日～26日）に、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるために開催するイベント。

○動物取扱責任者

第一種動物取扱業の業務を適正に実施するための、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有し、動物取扱責任者研修で得た知識及び技術に関する指導を他の従業員に行うことができる者として、第一種動物取扱業者が事業所ごとに選任した者。

○動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称。

病原体により、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、人は軽症でも動物は重症になるものなどがあり、注意が必要である。

○特定動物

クマやワニなど、人の生命等に危害を加えるおそれがある危険な動物のこと。

哺乳類、鳥類、爬虫類の約 650 種が対象となっている。

特定動物の飼養をする場合は、県等の許可が必要であり、許可に当たっては、マイクロチップ等の個体識別措置が義務付けられている。

なお、令和元年の法改正により、愛玩目的での特定動物の飼養は原則禁止となった。

○TNR

飼い主のいない猫を殺処分することなく、その繁殖を抑えることにより、将来的な猫の増加を抑制することを目的として、猫を保護（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）をして、元いた場所に戻す（Return）こと。

は 行

○引取り

動物愛護管理法に基づき、県等が所有者（飼い主）から飼えなくなった犬・猫及び所有者不明の犬・猫を引き取る業務のこと。

これまでも、その理由によっては、飼い主からの引取り申し出を拒否できることされていたが、令和元年の法改正により、飼い主の判明しない犬・猫についても、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合には、引取りを拒否できることが明記された。

○被災動物救護センター

静岡県被災動物救護計画に基づき設置する、負傷したペットの保護及び治療や避難所において飼育困難なペットの一時預かり等の活動拠点となる施設。

○負傷動物

動物愛護管理法に規定する道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した飼い主不明の犬、猫を含む愛護動物。

○不妊去勢措置

飼い主の管理能力以上に飼養動物がみだりに繁殖してしまうことを未然に防止する方法。獣医師による不妊去勢手術が一般的である。

○ペット同行避難

災害発生時に、飼い主が、飼養しているペットとともに、避難場所まで安全に避難すること。避難所において飼い主とペットが生活空間をともにする「同居避難」までを意味するものではない。

○ポッチとニャンチの愛の伝言板

保護協会の行う動物譲渡事業のひとつ。動物をゆずりたい人が動物の情報を掲示することにより、新しく動物を飼いたい人へと動物の命を繋ぐ掲示板。市役所等に設置されている。

ま 行

○マイクロチップ

専用のリーダーを用いてナンバーを読み取り、個体識別を行うことができる、皮膚の下に埋め込む小さな（直径2mm、長さ12mm）電子標識器具。データベースに問い合わせることで、動物の所有者が確認できる。

特定動物の飼養又は保管には、原則マイクロチップの装着が必要であり、また、犬の輸入検疫時にはマイクロチップの装着等により、検疫所におけるけい留期間が短縮される。

○迷い犬情報

県の動物収容施設において現在保護し、飼い主を探している犬に関する情報（保護した日、場所、状況及び犬の特徴）を掲載した県公式ホームページ上のサイト。



静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2347

FAX 054-221-2342

E-Mail eisei@pref.shizuoka.lg.jp